

## 公益財団法人滋賀県国際協会 第4期中期計画<概要>

### **第1章 はじめに**

#### **1 策定の背景**

##### (1) 協会活動の経緯

- 2011年(平成23年)に公益財団法人移行
- 県内の国際交流活動推進の中核的組織として様々な事業を実施
- 2029年(令和11年)協会設立50周年

##### (2) 社会状況の変化

###### <世界情勢による影響等>

- 世界規模での対立や紛争等の不安定な国際情勢等による物価高騰、人的交流の抑制等
- 自国第一主義や排外的な社会の風潮による偏見・差別の助長への懸念
- 2030年(令和12年)のSDGs達成に向けたラストスパートと国連の新たな方向性

###### <全国的な状況・動向>

- コロナ禍で大幅に減少した日本人の出国者数・外国人の入国者数は急激に回復（入国者数はコロナ前を上回って2024年(令和6年)に過去最多）
- 就労等を目的に来日する外国人の数は年々増加（東南アジア諸国からの増加が顕著）
- 「人権尊重」「合理的配慮」「多様性の理解」がキーワードとなる法改正の動き
- ダイバーシティやインクルージョンへの関心の高まり（企業・自治体が求められるグローバルな社会の潮流）

###### <滋賀県の状況・動向>

- コロナ禍の経験を踏まえて「人ととのつながり」の重要性を再認識（市民レベルの交流の継続と対面交流の価値の見直し）
- 滋賀県の外国人人口は41,475人（2024年(令和6年)12月末）で過去最多
- 国籍別では2023年(令和5年)にベトナム国籍が最多となり、その他の東南アジア諸国からの増加が顕著

##### (3) 協会経営を取り巻く環境

- 改定された「滋賀県多文化共生推進プラン」を踏まえた県事業との連携
- 市町国際交流協会との役割分担と連携強化の必要性の増大
- 「滋賀県行政経営方針」等に基づく自主的・主体的な経営の確立、透明性の確保
- 新公益法人制度で求められる自律的ガバナンスの充実と透明性の向上等への対応
- 医療福祉拠点への協会事務所移転に伴う関係機関との連携促進（2027年(令和9年)予定）
- 協会設立50周年に向けた記念事業の展開と認知度向上への取組（2029年(令和11年)）

#### **2 計画期間**

- 2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間

##### 【参考】計画期間中の主な予定

2026年度	令和8年度	事務所移転
2027年度	令和9年度	新拠点での事務所運営開始、新会計基準への移行
2028年度	令和10年度	ミシガン州姉妹県州協定60周年、湖南省友好県省協定45周年
2029年度	令和11年度	協会設立50周年、ミシガン州立大学連合日本センター設立40周年
2030年度	令和12年度	リオグランデスール州姉妹県州協定50周年

### 3 現状と課題、取組の方向性

<国際感覚に優れたひとづくり>

- 世界のグローバル化・ボーダレス化の進展に比べ、世間では国際的な関心は十分とはいはず、特に若い世代には内向きの傾向がみられる。
- 世界情勢に強く関心を持ち、多様性を尊重し、グローバルな視点でものごとを考え、行動に移すことができる人材の育成を進めることが重要である。
- AI や ICT を活用した交流の促進に引き続き取り組む必要がある。
- 県民間で当協会の存在や事業内容が依然として十分に認知されていないという現状から、効果的な広報・PR を通して協会の認知度を向上させる必要がある。

<多文化共生の地域づくり>

- 外国人県民だけでなく、社会の構成員であるすべての県民が多文化共生の推進を自分ごととしてとらえ、お互いの権利や文化、価値観を尊重する意識を、地域全体に根付かせることが重要である。
- 地域住民の多様化が進み、住民間で地域の慣習やルール等に対する理解の幅や視点の違いがみられる場面もあることから、背景にある文化や事実を互いに正しく理解したうえで、すべての地域住民が主体となって行動することが求められる。
- 地域の外国人の増加・関わりの必要性は実感しつつも、具体的にどのような対応をすべきか知りたいと考えている団体や地域住民のニーズに応じた取組が必要である。
- 災害時には要配慮者となる外国人やその支援者に向けて、滋賀県と連携した広域的な災害情報の発信・相談対応が求められる。

<国際交流・国際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり>

- 県内では、ボランティアや民間団体による国際交流・協力の活動が積極的に展開されているが、活動の担い手の高齢化・人材不足が顕著になってきている。
- 外国人県民も含む担い手の発掘や、活躍する機会の提供が必要である。
- 県民、企業、行政の特性を活かした協働の視点が重要であり、活動が持続的に展開される環境づくりを図る必要がある。

<その他（協会の基盤整備）>

- 事業承継の担い手の確保・育成に加え、会員の確保が協会基盤の安定に向けて引き続き重要なこと。
- 自主財源の確保が課題であり、公益活動を維持するための安定的な収益の確保等に向けた取組が必要である。
- 協会の認知度向上に向けた取組等を通して、2029年(令和11年)の協会50周年への機運を高める必要があるとともに、協会50周年の記念事業等を会員獲得の契機とする。

## 第2章 協会の運営方針

### 1 協会の目的

国際交流の積極的な推進と、県民の国際理解の深化により、多文化共生の住み良い地域社会づくりに寄与する。

### 2 協会の強み

これまでの各種取組を通じて培われた、「情報力」「協働力・ネットワーク力」「専門性」に加え、公益性の高い団体としての「信頼性」も新たに含めた4つが挙げられる。

## **第3章 事業計画**

### **1 テーマ**

「実践の輪を広げよう」

誰もが国際理解・多文化共生の意識を高く持ち、自分ごととして実践し、地域社会にその輪が広がることを目指して事業を展開する。

### **2 事業展開の方向性**

- 地域における国際理解・多文化共生の意識向上に向けた取組の強化  
新教材の開発・普及、人材リスト等を活用した講師派遣、国際理解・多文化共生事業のコーディネートの推進等
- 効果的な情報発信の強化  
認知度向上に向けた SNS 等を活用した効果的な情報発信

### **3 事業計画** (下線: 新規事業、◎: 重点事業)

#### A 国際感覚に優れたひとづくり

##### **グローバルな視点で考え方行動できるひとづくり**

- 1 国際教育啓発事業
  - (1)国際教育・開発教育の普及  
◎教材づくりプロジェクト
  - (2)国際教育の研究
  - (3)国際教育の担い手の育成
- 2 国際交流推進事業
  - (1)国際交流・協力ライブチャンネル
  - (2)ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営・地域交流
  - (3)姉妹友好州省への使節団の派遣・受入れ、友好諸国との交流
- 3 国際協力促進事業
  - (1)JICAとの連携による国際協力促進
  - (2)【再掲】国際交流・協力ライブチャンネル
  - (3)身近な国際協力の促進

##### **専門性を活かした情報収集・発信**

- (1)国際交流・協力情報誌「SIA しーあ」の発行
- (2)メールマガジンの配信
- (3)ホームページ等の運用  
◎SNS 等を活用した効果的な情報発信
- (4)国際情報サロンの運用
- (5)海外渡航支援

#### B 多文化共生の地域づくり

##### **多文化共生の意識が根付く地域づくり**

- 1 外国人県民への支援
  - (1)しが外国人相談センターの設置
  - (2)多言語による情報発信
  - (3)外国にルーツを持つ子どもへの教育支援
  - (4)外国人県民の生活状況調査等
  - (5)災害時の外国人県民等支援
  - (6)外国人留学生への奨学金の支給
  - (7)その他
- 2 多文化共生のまちづくり  
◎(1)多文化共生に関する事業等のコーディネート  
人材リストの活用

C 國際交流・國際協力、多文化共生の活動が活発になる環境づくり  
**ボランティア・市民活動団体の活動促進**

- (1)ボランティア情報の発信
- (2)滋賀県国際交流推進協議会の運営支援
- (3)国際交流活動推進セミナーの開催

**4 協会の基盤整備**

(1) 組織

- 重点的な施策・事業へのマンパワー投入
- 長期的視点に立った組織体制づくり

(2) 会員・財政

- 積極的な会員・寄附金の募集
- 民間団体助成金の確保や他団体との協働による事業展開
- 自主的・自立的経営の推進

(3) 環境整備

- 新拠点での関係機関との連携促進
- 大規模な災害時に備えた BCP(事業継続計画)の点検、見直し
- 新公益法人会計基準への移行、整備